



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第52号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

総務事務センター長が行う物品等の調達等の事務に関する規則

（総務事務センター） 2

公布された条例等のあらまし

◇総務事務センター長が行う物品等の調達等の事務に関する規則（規則第24号）

1 規則の概要

- (1) 事務処理の効率化を図るため物品等の調達等に関する事務については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによることとした。（第1条関係）
- (2) 知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる物品等の調達等に関するものの全部又は一部については、総務部総務事務センター長（以下「総務事務センター長」という。）が処理することとした。（第2条関係）
 - ア 県において使用する燃料油で、総務事務センター長が定めるもの
 - イ 県において使用する消耗品類で、総務事務センター長が定めるもの
 - ウ 県有自動車で、総務事務センター長が定めるもの
 - エ 道路運送車両法に規定する定期点検整備、継続検査その他車両に関する業務で、総務事務センター長が定めるもの
 - オ 県において使用する複写機で、総務事務センター長が定めるもの
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、県において使用する物品で総務事務センター長が定めるもの
 - キ 新聞、日本放送協会が放送法に規定する受信契約に基づき行う放送サービス、有線テレビジョン放送を利用するサービス及びインターネットを利用して行政情報を閲覧するサービスで、総務事務センター長が定めるもの
 - ク 電気、水道水その他これらに類するものの供給及び電話回線を利用した電気通信の利用に係るサービスで、総務事務センター長が定めるもの
 - ケ その他総務事務センター長が必要と認めるもの
- (3) 物品等に係る契約金額及び契約先の決定及び変更並びに支払に係る行為については、総務事務センター長が行った当該行為は、部局の長、教育委員会教育長又は警察本部長が行ったものとみなすこととした。（第3条関係）
- (4) この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総務事務センター長が定めることとした。（第4条関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

規 則

総務事務センター長が行う物品等の調達等の事務に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第24号

総務事務センター長が行う物品等の調達等の事務に関する規則

島根県物品等調達規則（平成13年島根県規則第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 事務処理の効率化を図るため物品等の調達等に関する事務については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（対象となる事務）

第2条 知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる物品等の調達等に関するものの全部又は一部については、総務部総務事務センター長（以下「総務事務センター長」という。）が処理するものとする。

- (1) 県において使用する燃料油で、総務事務センター長が定めるもの

- (2) 県において使用する消耗品類で、総務事務センター長が定めるもの
- (3) 県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）第2条第2号に規定する県有自動車で、総務事務センター長が定めるもの
- (4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備、同法第62条第1項に規定する継続検査その他車両に関する業務で、総務事務センター長が定めるもの
- (5) 県において使用する複写機で、総務事務センター長が定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県において使用する物品で総務事務センター長が定めるもの
- (7) 新聞、日本放送協会が放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項に規定する受信契約に基づき行う放送サービス、有線テレビジョン放送を利用するサービス及びインターネットを利用して行政情報を閲覧するサービスで、総務事務センター長が定めるもの
- (8) 電気、水道水その他これらに類するものの供給及び電話回線を利用した電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信の利用に係るサービスで、総務事務センター長が定めるもの
- (9) その他総務事務センター長が必要と認めるもの
(物品等の調達等に係る行為)

第3条 契約に関する行為を部局の長に委任する規則（昭和31年島根県規則第15号）第2号、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第4条第1項第5号、知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則（昭和46年島根県規則第78号）第2号、第5号、第7号若しくは第12号又は知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則（昭和46年島根県規則第79号）第1号、第5号、第7号若しくは第11号の規定により部局の長に委任された行為及び権限又は教育委員会教育長若しくは警察本部長に委任された権限のうち、前条各号に掲げる物品等に係る契約金額及び契約先の決定及び変更並びに支払に係る行為については、総務事務センター長が行った当該行為は、部局の長、教育委員会教育長又は警察本部長が行ったものとみなす。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総務事務センター長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。